

油の流出事故を防止しましょう



高砂市内では、灯油等が河川等へ流出する「油流出事故」が令和6年度から4件発生しています。その原因には、事業場に設置されている貯油タンクやその配管の破損、油水分離槽の管理不徹底などが原因と考えられる事故もあります。

油流出事故は、環境汚染のほか火災の危険、水道取水の停止、農業、漁業被害などが発生するおそれがあり、原因者は、その対策費用を求められることがあります。

以下の事項に注意し、油の流出を防止しましょう。

注意事項



1	貯油タンク、配管の点検を定期的に行い、故障や破損などがあった場合は、適切に修理する。
2	台風や地震、落雷により貯油タンクや配管が破損しないように注意する。
3	防油堤の点検管理を適切に行う。 (ひび割れの点検、水抜きバルブの管理など)
4	油水分離槽の維持管理を適切に行う。 (定期的に清掃を行うなど)
5	油が流出したら、適切に応急措置を行い、消防、高砂市環境政策課及び東播磨県民局環境課に連絡する。

事例 1

～松村川の油流出～

令和 7 年 3 月

松村川につながる水路

高砂市松陽 2 丁目の松村川につながる水路で油の流出が確認された。

【松村川水路に広がる油膜】



事例 2

～高砂工業団地からの油流出～

令和 7 年 4 月

法華山谷川につながる高砂工業公園排水路

高砂市荒井町新浜の高砂工業団地より、油の流出が確認された。

【高砂工業団地排水路に広がる油膜】



油流出事故の多くは「取り扱いの不注意」や「管理の不徹底」が原因です。

きれいな河川を守るために、ご協力をお願いします！



油が流出したら流れないように応急処置し、下記にご連絡をお願いします。

	機関名	電話番号
平日 8：30～17：15	高砂市環境政策課	079-443-9029
平日 9：00～17：30	東播磨県民局環境課	079-421-9130
上記以外の場合	高砂市消防本部（署）	079-448-0119

■水質汚濁防止法に基づく「事故時の措置」について■

- 水質汚濁防止法第 14 条の 2 第 3 項において、貯油施設等（※）を設置する事業者は、事故で油が河川などに排出され、または地下に浸透したことにより生活環境に係る被害が生ずるおそれがあるときは、①排出または浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、②速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を県知事に届け出なければならないと規定されています。

※重油、灯油、軽油、揮発油等を貯蔵する貯油施設及びその油を処理する油水分離施設

【お問い合わせ先】 高砂市環境政策課

電話番号：079-443-9029（直通）